参考資料２

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

目　　次

Ⅰ　指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分
及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示
（平成 18 年 10 月 13 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分
及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示
（平成 23 年 3 月 31 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（環境一三四）　一
○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一三五）　二〇
○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一三六）　三九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産関係　五五

COD（化学的酸素要求量）

告示

○環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十四号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日　環境大臣　若林　正俊

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一　この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二　水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三　規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cc及びCcoの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Ccjの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cciの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(3)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCc、Cco、Cci及びCcjの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCc、Cco、Cci及びCcjの値を別に定めたときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム） (1)(イ)	(1)(ロ)	(2)(イ)	(2)(ロ)	(3)(イ)	(3)(ロ)	備考
二	畜産農業	七〇	一一〇	七〇	八〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	七〇	六〇	七〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	二〇	三〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る排出水の量（以下「平成八年九月一日前の排出水の量」という。）を除く特定排水を排出する特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「特定事業場」という。）において、特定施設の設置の変更（特定施設の構造等の変更をし、又は特定施設を増設することをいう。）に係る排出水の量（以下「増加排出水の量」という。）が平成八年九月一日以後に特定施設の設置（増加排出水の量が平成八年九月一日前の特定施設の設置（増加排出水の量が平成八年九月一日以後の

四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三〇	五〇
四一	清涼飲料製造業	二〇	六〇
四二	果実酒製造業	三〇	四〇
四三	ビール製造業	三〇	四〇
四四	清酒製造業	三〇	七〇
四五	蒸留酒・混成酒製造業	三〇	六〇
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	三〇
四七	配合飼料製造業	二〇	三〇
四八	単体飼料製造業	二〇	三〇
四九	有機質肥料製造業	二〇	七〇
五〇	たばこ製造業	三〇	四〇
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	三〇	六〇
五五	繊維工業（整理番号五一の項に掲げるものを除く。）及び衣服その他の繊維製品に係る工程に係るもの（以下同じ。）で毛	七五	八五
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	一〇〇
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（漂白、のり抜き、精練、シルケット加工、整理工程、染色工程、仕上工程、整理工程、乾燥工程、仕上工程、帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	四〇	五〇
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（前項に掲げるものを除く。）に係るもの（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	八〇	一二〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	九〇	一二〇
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	五〇	一〇〇
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	五〇	一〇〇
六三	繊維工業で繊維品染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	九〇	一二〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	七〇	九〇
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	四〇	五〇
六六	繊維工業で上塗り及び防水した織物製造工程に係るもの	四〇	五〇
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	四〇	五〇
六八	繊維工業（整理番号五一の項から前項までに掲げるものを除く。）	三〇	九〇
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	四〇	七〇
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	三〇	四〇
七五	木材薬品処理業	二〇	三〇

四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三〇	五〇
四一	清涼飲料製造業	二〇	六〇
四二	果実酒製造業	三〇	四〇
四三	ビール製造業	三〇	四〇
四四	清酒製造業	三〇	七〇
四五	蒸留酒・混成酒製造業	三〇	六〇
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	三〇
四七	配合飼料製造業	二〇	三〇
四八	単体飼料製造業	二〇	三〇
四九	有機質肥料製造業	二〇	七〇
五〇	たばこ製造業	三〇	四〇
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	三〇	六〇
五五	繊維工業（整理番号五一の項に掲げるものを除く。）及び衣服その他の繊維製品に係る工程に係るもの（以下同じ。）で毛	七五	八五
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	一〇〇
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（漂白、のり抜き、精練、シルケット加工、整理工程、染色工程、仕上工程、整理工程、乾燥工程、仕上工程、帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	四〇	五〇
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（前項に掲げるものを除く。）に係るもの（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	八〇	一二〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	九〇	一二〇
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	五〇	一〇〇
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	五〇	一〇〇
六三	繊維工業で繊維品染色整理工程（帯加工処理工程を付して行われるものに係るもの。）を含むもの	九〇	一二〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	七〇	九〇
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	四〇	五〇
六六	繊維工業で上塗り及び防水した織物製造工程に係るもの	四〇	五〇
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	四〇	五〇
六八	繊維工業（整理番号五一の項から前項までに掲げるものを除く。）	三〇	九〇
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	四〇	七〇
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	三〇	四〇
七五	木材薬品処理業	二〇	三〇

七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二
パルプ製造工程を有するもの（製造工程を含む。）に係るもの	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）を含む。）を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。） ヲ　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	六〇	七〇
八〇	七〇	六〇	八〇	九〇	七〇	一〇〇
七〇	六〇	五〇	七〇	八〇	五〇	七〇
八〇	七〇	六〇	八〇	九〇	六〇	一〇〇
六〇	六〇	五〇	七〇	八〇	四〇	六〇
七〇	七〇	六〇	八〇	九〇	五〇	七〇
						情選型工程洗浄機において使用する機械の欄の第三値は、(1)にあつては、(イ)及び(ロ)に掲げる機械とする。

	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九
	紙パルプ製造業で製造された古紙を原料とする紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	紙パルプ製造業で製造された原料を用いて製造する紙（次に掲げるものを除く。） イ　原料パルプ（古紙を原料とするものを除く。）の製造工程を含む。） ロ　ろ紙 ハ　ティッシュペーパー ニ　トイレットペーパー ホ　ペーパータオル ヘ　紙おしぼり ト　紙ナプキン チ　紙コップ リ　紙皿 ヌ　紙容器 ル　紙製品（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ、ヒ、モ、セ、スに掲げるものを除く。）の製造業	機械すき和紙製造業
	六〇	九〇	一〇〇	五〇	三〇	四〇	六〇
	七〇	一三〇	一一〇	六〇	四〇	六〇	八〇
	六〇	九〇	一〇〇	四〇	二〇	四〇	六〇
	七〇	一〇〇	一一〇	五〇	三〇	六〇	八〇
	五〇	八〇	七〇	四〇	二〇	四〇	六〇
	六〇	九〇	八〇	五〇	三〇	五〇	八〇
							パルプ製造工程を有するものにあつては、(2)第三欄の値は、(1)(ロ)及び(ロ)それぞれ一〇、九〇とする。

| | | |

一一二	石油化学系基礎製品製造業（合成ゴム製造工程に係るものを除く。）	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇
一一三	石油化学系基礎製品製造業（有機化学工業製品製造工程、脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・有機顔料製造工程、合成染料・有機顔料製造工程及びプラスチック製造工程を合成ゴム製造工程に係るものを除く。）	五〇	六〇	五〇	六〇	五〇	六〇
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	六〇	七〇	四〇	五〇	四〇	五〇
一一五	脂肪族系中間物製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	五〇	六〇
		(一) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄値の順に従ぞれ第三欄に掲げる塩素化合物触媒を用いたアセトアセルトデンヒドロ又は製造工程にあつては、同の

	一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	九〇	五〇	九〇	五〇	八〇	(一)有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二九〇、二七〇、二八〇とする。(二)有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二四〇、一八〇、一六〇、一七〇とする。
	一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	五〇	六〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
	一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇	
	一二五	合成繊維製造業	三〇	四〇	二〇	三〇	二〇	三〇	アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、三〇、五四〇とする。
	一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	二〇	一〇	一五	一〇	一五	
	一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
	一二九	塗料製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
	一三〇	印刷インキ製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	

	一三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	一〇〇	七〇	九〇	六〇	七〇	平成八年九月一日前にあつて施設に係る特定(イ)及び(ロ)は、第三欄の値は、九〇、三〇、四〇、七〇、三〇、四〇とする。(3)のそれぞれ第三欄の値は、平成八年九月一日前にあつて施設に係る特定量とする。
	一三二	医薬品製剤製造業	三〇	八〇	三〇	六〇	三〇	四〇	
	一三三	生物学的製剤製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇	
	一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
	一三五	動物用医薬品製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	五〇	六〇	
	一三六	火薬類製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	硝酸エステル又はニトロ化合物製造工程にあつては、第三欄の値は、七〇、六〇、五〇、六〇、七〇とする。
	一三七	農薬製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
	一三八	合成香料製造業	一二〇	一三〇	一一〇	一二〇	一一〇	一二〇	
	一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
	一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
	一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二〇	四〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
	一四三	写真感光材料製造業	一〇	一五	一〇	一五	一〇	一五	
	一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
	一四五	イオン交換樹脂製造業	一七〇	一八〇	一七〇	一八〇	一三〇	一四〇	
	一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	七〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
	一四七	石油精製業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ、三〇、四〇、三〇、四〇とする。

一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、五〇、五〇、四〇、五四〇とする。					
一四九	コークス製造業	一八〇	一九〇	一八〇	一九〇	九〇	一〇〇								
一五〇	石油コークス製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	五〇	六〇								
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	二〇	一〇	一五	一〇	一五								
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	七〇	四〇	五〇	四〇	五〇								
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二〇	五〇	二〇	四〇	二〇	四〇								
一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一一〇	一〇〇	一一〇	一〇〇	一一〇								
一五五	毛皮製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	五〇	六〇								
一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一五七	板ガラス加工業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一五九	ガラス容器製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	五〇	六〇								
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇								
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								

一六五	生コンクリート製造業	一〇	一五	一〇	一五	一〇	一五								
一六六	コンクリート製品製造業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一六八	黒鉛電極製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一六九	砕石製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一七二	うわ薬製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一七三	高炉による製鉄業	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一五	コークス炉を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三五〇、四三〇とする。						
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇								
一七八	製鋼（転炉・製鋼圧延業（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇								

| | | |

二一五	リネンサプライ業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇		
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇		
二一八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	六〇	八〇	六〇	七〇	六〇	七〇		
二一九	自動車整備業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇		
二二〇	病院	三〇	六〇	三〇	四〇	三〇	四〇	(一)定員が百床以上の病院の建築物（建築基準法施行令第一条第一項第八号に規定する算定方法により算定した人員が百五十人以上の病院に限る。）は、平成十八年二月十三日以後に設置されるものについては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる要件を満たす尿浄化槽を使用する者に対し、次の(1)から(3)までに掲げる表の第二欄に掲げる規定により算定した人員が百

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	三〇	四〇	三〇	三〇	を処理するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(3)(イ)(ロ)の値は、それぞれ二〇、一〇、五〇、一〇とする。
二二五	廃油処理業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	二〇	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	二〇	三〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	
二二八	と畜場	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	四〇	五〇	
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	二〇	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	四〇	二〇	三〇	二〇	二〇	三〇	
二三一	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	五〇	二〇	三五	二〇	二〇	三〇	
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	一二〇	一〇	九〇	一〇	一〇	九〇	

（別表2　略）

N（窒素含有量）

○環境省告示第百三十五号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十五号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日　環境大臣　若林　正俊

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一　この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二　水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三　規則第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cn及びCnoの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cniの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCn、Cno及びCniの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCn、Cno及びCniの値を別に定めたときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位一リットルにつき ミリグラム） (1) (イ)	(1) (ロ)	(2) (イ)	(2) (ロ)	備考
二	畜産農業	六〇	二〇〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	一〇	一五	一〇	一五	
五	肉製品製造業	二五	五〇	一〇	二五	
六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五	
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	一〇	二〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	三五	一〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	五五	一〇	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	五五	一〇	四〇	
一四	水産食料品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	二五	五〇	一〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七	味そ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	一二〇	一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
二〇	ソース製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二一	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二二	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二四	小麦粉製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二五	パン製造業	一五	二五	一〇	一五	
二六	生菓子製造業	一五	二五	一〇	一五	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	三〇	一〇	一五	
三〇	植物油脂製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五	
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇	
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五	
三八	あん類製造業	一五	二五	一〇	一五	
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇	
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五	
四一	清涼飲料製造業	一五	三〇	一〇	一五	
四二	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇	
四三	ビール製造業	一五	二五	一〇	一五	

四四	清酒製造業	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇		
四五	蒸留酒・混成酒製造業	一五	二五	一〇	一〇	一五		
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
四七	配合飼料製造業	一五	二五	一〇	一〇	一五		
四八	単体飼料製造業	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
四九	有機質肥料製造業	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
五〇	たばこ製造業	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
五五	繊維工業（整理番号五一の項掲げる服及び衣品製造業（毛織物製造業を除く。）に係るものの他の繊維工業（毛織物製造業を除く。）に係るもので整理番号五一の項掲げる服及び衣品製造業（毛織物製造業を除く。）に係るもの以下同じ。）に係る工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	一五	二五	一〇	一〇	一五		
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、漂白、シルケット加工その他の整理工程を行われる加工に付帯する染色整理工程（一工程以下の工程に係い加染処し色ト）	一〇	二〇	一〇	一〇	一五		
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（帯加工、染色整理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	一〇	三〇	一〇	一〇	一五		
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（帯加工、染色整理工程を含む。）に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
六一	繊維工業で綿状繊維工程（染色整理工程を含む。）に係るもの	一五	二五	一〇	一〇	一五		
六二	繊維工業でニット・レース工程（染色整理工程を付帯する加工、染色整理工程を含む。）に係るもの	一〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
六三	繊維・品工業で繊維雑染色整理工程を付帯する加工、染色整理工程を含む。）に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	二〇		
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一〇	一五		
六六	繊維工業で上塗り及び防水したる織物製造工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
六八	繊維工業（整理番号五五の項から前項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	一〇	二〇		
六九	一般製材業又は木チップ製造業	二〇	三〇	一〇	一〇	二五		
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	一〇	二五	一〇	一〇	二〇		
七五	木材薬品処理業	二〇	三〇	一〇	一〇	一五		
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一〇	一五	一〇	一〇	一五		
七七	紙製造業で製造パルプ又は紙製造業、板紙製造工程に係るもの	一〇	一五	一〇	一〇	一五		

七八	七九	八〇	八一	八二	八三
パ製紙製造業 ルプ製造業 ルプ製造業 ルプ

| | | |

一〇九	石油化学系基礎製品製造業（脂肪族系中間物製造工程に係るもの）	一五	六〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又は窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、四〇、四五、一二〇、二〇、三〇、三〇、三〇、五〇、七五とする。）	四〇〇	一五	一五	一五
一一〇	石油化学系基礎製品製造業（間接用ガス製造工程に係るもの）	一五	三〇	一〇	二五	窒素又は窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、一二〇、二〇、四〇、五〇、六〇とする。	一五	二〇	一五
一一一	石油化学系基礎製品製造業（チップ製造工程に係るもの）	一五	六〇	一〇	二五				
一一二	石油化学系基礎製品製造業（ゴム製造工程に係るもの）	一五	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）	四〇〇	一五	一五
一一三	石油化学系基礎製品製造業（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物製造工程、合成ゴム製造工程及びプラスチック製造工程を除く。）	一五	四〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）	五〇〇	一五	一五
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前の項までに掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	二〇				
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	三五	一〇	一五				

一一六	メタン誘導品製造業	一五	六〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）	四〇〇	一五	一五
一一七	発酵工業	一五	五五	一〇	二〇				
一一八	コールタール製品製造業	三三〇	五三〇	一七〇	四一〇				
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	五五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）			
一二〇	プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）			
一二一	合成ゴム製造業	一五	四五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料としてあつて使用する化合物（窒素原料又はそれぞれ第三欄に掲げる物質を含有する排水を排出する工程にあつては、第三欄の値が、第三欄の順序に従い、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇とする。）			
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前の項までに掲げるものを除く。）	一五	七〇	一〇	一五				

		一〇	一五	一五	一五	一五	一五	
		一五	二五	二五	二五	二五	二五	
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
		一五	二〇	一五	一五	一五	一五	
(四)工程化学発泡剤製造（尿素を原料とし、限て使用する。）の三欄(イ)値は(1)にあつても(ロ)第二の三欄(イ)値は(2)及びそれぞれ三〇〇、三五〇とする。		一〇	一五	一五	一五	一五	一五	
		一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九
		レーション・アセテート製造業のうちレーションの製造に係るもの	レーション・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	合成繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	石けん・合成洗剤製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	塗料製造業
		一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一五
		一五	二五	一五	三〇	二五	五五	三〇
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
		一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五
				窒素原料又はその化合物を使用するものにとつては、第三欄のイ値は、そ序に従い、五〇、六〇、三五、五〇とする。				医薬品原薬製造工程（窒素原料又はその化合物を使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ二五、二〇、三〇の順序に従い、一二〇とする。
		一三一	一三二	一三三	一三四	一三五		
		医薬品原薬・製剤製造業	医薬品製剤製造業	生物学的製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	動物用医薬品製造業		
		一五	一〇	一〇	一五	一五		
		四五	二〇	二〇	二五	二五		
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		
		一五	一五	一五	一五	一五		

一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	
火薬類製造業	農薬製造業	合成香料製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	写真感光材料製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	イオン交換樹脂製造業	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	コークス製造業	石油コークス製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	なめしかわ製造業	毛皮製造業	
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	一五	二〇	五〇〇	二〇	二〇	一〇	一五	二〇	一〇	
六五	七〇	三五	二五	二五	二五	二五	一五	二五	五五	三〇	九五〇	三〇	三〇	一五	二五	七五	二〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
二〇	一五	二〇	一五	一五	一五	二〇	一五	一五	二〇	一五	四〇〇	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	

一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
一五七	板ガラス加工業	一〇	二〇	一〇	二〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
一五九	ガラス容器製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一五	二五	一〇	一五	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	一〇	一五	
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	二五	一〇	一五	
一六五	生コンクリート製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六六	コンクリート製品製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一〇	二〇	一〇	一五	
一六八	黒鉛電極製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一六九	砕石製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一〇	二五	一〇	二〇	
一七二	うわ薬製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一七三	高炉による製鉄業	一〇	二〇	一〇	一五	（一）コークス製造工程については、第三欄に掲げるものを除き、同欄の値によるものとする。二〇〇、三〇〇、五〇〇、四九〇
一七五	フェロアロイ製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一五	一〇	一五	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独で炉を含む。）又は電気炉（単独で炉を含む。）によるものに限る。）	一五	二五	一〇	一五	（二）酸洗工程については、第三欄に掲げるものを除き、同欄の値によるものとする。一〇〇、二〇〇、五〇〇、四九〇
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	一五	
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一〇	一五	一〇	一五	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一〇	一五	一〇	一五	
一八二	鋼管製造業	一五	二五	一〇	一五	
一八三	伸鉄業	一〇	一五	一〇	一五	

| | | |

二〇六	輸送用機械器具製造業	一五	三〇	一〇	一五	自動車・同付属品製造工程（同部分を除く。）に係る表面処理施設（自動車の車体の組立てのための合成樹脂製品の成形の工程（時計・時計側を除く。）に係る表面処理施設を含む。）を有する工場（次に掲げるものを除く。） (一)　(イ)(ロ)(1)(2)の表に掲げる揮発性有機化合物の排出の抑制に係る基準（次に掲げる区分に応じ、

二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	五〇	一〇	四〇
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	二五
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三〇	地方卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三一	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	三五	一〇	二五
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	五〇

（別表2　略）

P（りん含有量）

○環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府総務課長・通商産業省令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十六号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日　環境大臣　若林　正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一　この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二　水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三　規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあってはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cpiの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、Cpo及びCpiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCp、Cpo及びCpiの値を別に定めたときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量（単位一リットルにつき ミリグラム） (1) (イ)	(1) (ロ)	(2) (イ)	(2) (ロ)	備考
二	畜産農業	八	四〇	八	九	
三	天然ガス鉱業	一	一・五	一	一・五	
四	非金属鉱業	一	二	一	一・五	
五	肉製品製造業	四	一六	一	六	
六	乳製品製造業	五	八・五	一	三・五	
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	五・五	一一	一	五・五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	四	一	一・五	

九	寒天製造業	三	五・五	一・五	二・五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	六・五	一・五	三	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	七・五	一	三・五	
一二	冷凍水産物製造業	三	八	一・五	五・五	
一三	冷凍水産食品製造業	四	八	一	六	
一四	水産食料品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	三	八	一・五	四	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	七・五	一	三	
一六	野菜漬物製造業	二・五	六・五	一	三	
一七	味そ製造業	四	七・五	一・五	四・五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	四	八	一・五	三	
一九	うま味調味料製造業	一・五	八	一	一・五	
二〇	ソース製造業	三	六	一	二・五	
二一	食酢製造業	三	四・五	一・五	三	
二二	砂糖精製業	一・五	五	一	二	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	三	六	一・五	三	
二四	小麦粉製造業	三	七・五	一・五	二・五	
二五	パン製造業	二	六	一	二・五	
二六	生菓子製造業	三	七・五	一	四	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	三	四	一	一・五	
二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	四・五	

二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	三	六	一・五	三	
三〇	植物油脂製造業	二・五	六	一	二	米糠を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、四、八とする。
三一	動物油脂製造業	二	六	一	四・五	
三二	食用油脂加工業	二・五	三・五	一	二	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二	三	一	一・五	
三四	穀類でんぷん製造業	三	六・五	一・五	三	
三五	めん類製造業	三	六・五	一	二・五	
三七	豆腐・油揚製造業	四	七・五	一	四・五	
三八	あん類製造業	三・五	一二	一	四	
三九	冷凍調理食品製造業	四	八・五	一	四・五	
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二・五	七・五	一	四・五	
四一	清涼飲料製造業	二・五	五・五	一	二	
四二	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二・五	
四三	ビール製造業	三	四	一・五	二・五	
四四	清酒製造業	一・五	四	一	一・五	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	二	四	一	一・五	
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五	三・五	一	三	
四七	配合飼料製造業	二	三・五	一	二	
四八	単体飼料製造業	二	三・五	一	二	
四九	有機質肥料製造業	一・五	三・五	一	一・五	
五〇	たばこ製造業	二	三	一	一・五	
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	二	六	一	四	

五五	繊維工業（整理番号五一の項に掲げるものを除く。）及び衣服その他の繊維製品に係る毛織物の整毛	二	四・五	一	一・五
五七	繊維工業に係るも麻の製織工程	二	四・五	一	四
五八	繊維工業（機械染色整理工程を付帯する毛織物の加工、加工に係る機械染色整理工程を付帯する織物の加工、加工に係る機械染色整理工程を付帯する織物の加工、加工に係る機械染色整理工程を付帯する

八〇	紙パルプ製造業（原料として古紙を使用するものを除く。）又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	二	三	一	一	一	一・五
八一	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	一・五	一	一	一	一・五
八二	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	一・五	一	一	一	一・五
八三	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	一・五	一	一	一	一・五
八四	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	一・五	一	一	一	一・五
八五	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	二	一	一	一	二
八六	紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）の製造工程のうち、ミキサーを使用するパルプ前処理工程を含む。）に係るものに限る。	一	一・五	一	一	一	一・五

	リグニンを原料とするパルプ製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）又はリグニンを原料とするパルプ製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）に係るものに限る。	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三
		紙パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）に係るものに限る。	パルプ製造業又は紙製品製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）に係るものに限る。	機械すき和紙製造業	手すき和紙製造業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業（前工程において原料として古紙を使用するものを除く。）に係るものに限る。	パルプ製造業、紙製品製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前番号までに掲げるものを除く。）	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	製版業	窒素質・りん酸質肥料製造業	複合肥料製造業
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二
		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	四	三・五	二六・五	三〇
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	三	二	二六・五	三〇

一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一	一・五	二・五	一	一・五	
一〇五	ソーダ工業	一・五	二・五	一	一	一・五	
一〇六	電炉工業	二	三	一	一	一・五	
一〇七	無機顔料製造業	一	三	一	一	一・五	
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号から一〇五の項までに掲げるものを除く。）	一	二・五	一	一・五	一・五	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二、四〇、八とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一・五	三	一	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する第三欄のものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、四、六・五、七・五、五とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一	一・五	一	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する第三欄のものにあつては、それぞれ(1)(イ)及び(ロ)の値は、二・五、三・五とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一・五	二・五	一	一	一・五	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一	二	一	一	一・五	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機顔料製造工程（脂肪族系中間物・合成染料製造工程を除く。）に係るもの	一	二	一	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する第三欄のものにあつては、それぞれ(1)(イ)及び(ロ)の値は、二・五、三・五とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九から前項までに掲げるものを除く。）	一	二・五	一	一	一・五	

一一五	脂肪族系中間物製造業	一・五	二・五	一	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する第三欄のものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二・五、四とする。
一一六	メタン誘導品製造業	二	三	一	一	二	
一一七	発酵工業	一・五	三	一	一	一・五	
一一八	コールタール製品製造業	二	三	一	一	一・五	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	三・五	一	一	一・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する第三欄のものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、二、四、六・五、五とする。
一二〇	プラスチック製造業	一	三	一	一	一・五	
一二一	合成ゴム製造業	一・五	三・五	一	一	二	
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	五	一	一	二	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、二三とする。
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	三	一	一	一・五	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	三	一	一	一・五	
一二五	合成繊維製造業	一	二	一	一	一・五	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	三	一	一	一・五	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	二	三	一	一	一・五	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	三	一	一	一・五	

一二九	塗料製造業	一・五	三	一	一・五	
一三〇	印刷インキ製造業	二	三	一	一・五	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	六	一	一・五	医薬品原薬製造工程（原料又は化合物をもつて医薬品の製造に使用するものに限る。）のうちあつかう物質（(1)の第三欄に掲げる値は、二・五）及び(2)(ロ)(ハ)、(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)ぞれとする。
一三二	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五	
一三三	生物学的製剤製造業	一	二・五	一	一・五	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	三	一	一・五	
一三五	動物用医薬品製造業	二	五	一	一・五	
一三六	火薬類製造業	一・五	二・五	一	一・五	
一三七	農薬製造業	二	五・五	一	一・五	
一三八	合成香料製造業	二	四	一	二	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	四	一	二	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	二	三	一	一・五	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二	四	一	二	
一四三	写真感光材料製造業	一・五	二・五	一	一・五	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一・五	二・五	一	一・五	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一	一・五	一	一・五	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	二・五	一	一・五	
一四七	石油精製業	一	一・五	一	一・五	

一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	二・五	一	一・五	
一四九	コークス製造業	一	二	一	一・五	
一五〇	石油コークス製造業	二	三	一	一・五	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	二	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一	一・五	一	一・五	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	三	一	一・五	
一五四	なめしかわ製造業	二	三	一	一・五	
一五五	毛皮製造業	二	三	一	一・五	
一五六	板ガラス製造業	一	二	一	一・五	
一五七	板ガラス加工業	一	二	一	一・五	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一・五	二・五	一	一・五	
一五九	ガラス容器製造業	一	二	一	一・五	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一	一・五	一	一・五	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一	一・五	一	一・五	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一	一・五	一	一・五	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一	一・五	一	一・五	
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	二・五	一	一・五	
一六五	生コンクリート製造業	一	二	一	二	
一六六	コンクリート製品製造業	一	二・五	一	一・五	

一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	二・五		一・五
一六八	黒鉛電極製造業	一	一・五		一・五
一六九	砕石製造業	一	一・五		一・五
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一	二・五		一・五
一七二	うわ薬製造業	一	二		一・五
一七三	高炉による製鉄業	一	一・五		一・五
一七五	フェロアロイ製造業	一	一・五		一・五
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一	一・五		一・五
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一	一・五		一・五
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	二		一・五
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	二		一・五
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一	一・五		一・五
一八二	鋼管製造業	一	一・五		一・五
一八三	伸鉄業	一	一・五		一・五
一八四	磨棒鋼製造業	一	一・五		一・五
一八五	引抜鋼管製造業	一・五	二・五		一・五
一八六	伸線業	一	一・五		一・五
一八七	ブリキ製造業	二	三		一・五

一八八	亜鉛鉄板製造業	一	二	一	一・五
一八九	めっき鋼管製造業	一	二	一	一・五
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	一	二	一	一・五
一九一	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	二	一	一・五
一九二	鍛鋼製造業	一	一・五	一	一・五
一九三	鍛工品製造業	二	三	一	一・五
一九四	鋳鋼製造業	一・五	二・五	一	一・五
一九五	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	一	一・五	一	一・五
一九六	鋳鉄管製造業	一	一・五	一	一・五
一九七	可鍛鋳鉄製造業	一・五	二・五	一	一・五
一九八	鉄粉製造業	一	一・五	一	一・五
一九九	鉄鋼業（整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一・五	一	一・五
二〇〇	非鉄金属製造業	一	二	一	一・五
二〇一	電気めっき業	一・五	五	一	三
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	五・五	一	三

(一)　溶融めっき工程又はそのめっき工程（(二)に掲げる施設を設置するものに限る。）

(2)　(1)に掲げる表面処理合金化物溶融めっき工程（(イ)及び(ロ)に掲げる施設を設置するものに限る。）

(イ)　あつ延又は表面処理施設

(ロ)　第三欄の(1)及び(2)に掲げる値は、それぞれ二・五、四・八、五・二とする。

二〇三	一般機械器具製造業	一・五	三	一	二		
二〇四	プリント回路製造業	一	二・五	一	二		
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げる通信機械器具製造業、情報処理施設を除き、電子部品・デバイス製造業を含む。）	一・五	三	一	二	民生用電気機械器具製造工程（その面のあるものに限る。）及び(イ)の三、四・五（(1)(イ)(ロ)の値は、第三欄(1)(イ)(ロ)の値とする。）	
二〇六	輸送用機械器具製造業	一	四	一	二	自動車・同付属品製造工程（その面の処理施設に限る。）及び(ロ)の五、八（(1)(イ)(ロ)の値は、第三欄(1)(イ)(ロ)の値とする。）	
二〇七	精密機械器具製造業	一・五	二・五	一	一・五		
二〇八	ガス製造工場	二	四・五	一	三・五		
二〇九	下水道業	一	四	一	四	(一)工程アルマイト加工（その面の処理施設に限る。）、並びに第三欄(1)(イ)(ロ)の値とする。 (二)工程合物（その施設に限る。）、並びに第三欄(1)(イ)(ロ)の値とする。	(一)標準活性汚泥法（法第二条第三項第一号に規定する下水道施設をいう。）による処理方法（法第二条第三項第二号に規定する下水道施設を用いる処理方法をいう。）を用いる下水道施設（高濃度の有機性汚水を受入れる施設（高濃度の有機性汚水を受入れる施設を除く。）をいう。）における水質浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第二項の第三表に定める

（別表2　略）

二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二	八	一	四					
二二四	ごみ処理業	一	二・五	一	一・五					
二二五	廃油処理業	一	一・五	一	四					
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	一	三	一	一・五					
二二七	死亡獣畜取扱業	二	四	二	三					
二二八	と畜場	四	九・五	二	四・五					
二二九	中央卸売市場	四	五	二	三					
二三〇	地方卸売市場	二・五	五	一・五	四					
二三一	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	一・五	四・五	一	三					
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一	八	一	八					
						嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法、凝集又は活性汚泥法に高度処理法を加えたし尿処理方法によりこれを処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三とする。									

○経済産業省告示第五十四号

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

一　一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競走場名	年間開催回数	年間開催日数
船橋	九回	六十九日
川口	十四回	百六日
伊勢崎	十一回	八十五日
浜松	十回	七十七日
山陽	六回	四十五日
飯塚	十一回	八十五日

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
千葉県	五回
船橋市	四回
川口市	十四回
伊勢崎市	十一回
浜松市	十回
山陽小野田市	六回
飯塚市	十一回

○海上保安庁告示第八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場について、平成二十三年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する事業所の名称及び所在地

変更後	変更前
神戸第一事業所 兵庫県神戸市中央区新港町十番二号	阪神事務所 大阪府大阪市港区築港二丁目七番十八号

○環境省告示第二十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号九の項中「八〇」を「五五」に、「一二〇」を「六五」に、「一〇〇」を「六五」に改め、同表整理番号四九の項中「七〇」を「五〇」に改め、同表整理番号九七の項中「三〇」を「二〇」に、「五〇」を「三〇」に、「四〇」を「三〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「二一〇、二二〇、二一〇、二二〇、一九〇、二一〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号一二二の項中「二八〇、二九〇、二七〇、二八〇、二七〇、二八〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号一四五の項中「一七〇」を「一六〇」に、「一八〇」を「一七〇」に改め、同表整理番号一八六の項中「三〇」を「二五」に改め、同表整理番号一九三の項中「二〇」を「一五」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二一一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「六〇」を「五〇」に改め、同項備考欄(一)を削り、同項備考欄(二)中「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。)」を加え、「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇」を「(2)(イ)の値は、四〇」に改め、同項備考欄中(二)を(一)とし、同項備考欄(三)中「及び(ロ)、(2)(イ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇」を「、(2)(イ)及び(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇」に改め、同項備考欄中(三)を(二)とする。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二二一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。)」を加え、「(1)(イ)及び(ロ)の値は、四〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、五〇」に改め、同項備考欄(二)中「第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであって」を「(一)のうち」に、「、(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇、四〇、四〇」に改め、同項備考欄(三)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項備考欄(一)及び(二)中「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。)」を加える。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号二の項中「二〇〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあっては、第三欄の(1)(ロ)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二〇」に、「一一〇〇、一二〇〇、一一〇〇、一二〇〇」を「七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「六〇〇〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(三)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「一五〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄(七)中「一六〇」を「一二〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「六〇」を「五〇」に、「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表整理番号一一一の項中「六〇」を「五五」に改め、同表整理番号一一二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一一五の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一一七の項中「五五」を「四〇」に改め、同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一二

○」を「九○」に改め、同表整理番号二○三の項中「四五」を「四○」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二○五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二○五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○環境省告示第二十五号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号二の項中「四○」を「三六」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五○㎡以上の豚房施設を有するものにあっては、第三欄の(1)(ロ)の値は、四○とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一○の項中「六・五」を「六」に改め、同表整理番号一二の項中「五」を「四・五」に改め、同表整理番号三八の項中「一一」を「九」に改め、同表整理番号四七の項中「三・五」を「三」に改め、同表整理番号一○二の項中「一六・五」を「一六」に改め、同表整理番号一一二の項中「二三」を「一六」に改め、同表整理番号一三八の項、一三九の項及び一四二の項中「四」を「三・五」に改め、同表整理番号二○二の項中「一七」を「一六」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二○五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二○五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

国会事項

衆議院

予算送付及び通知

三月二十九日憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

法律公布奏上及び通知

三月二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

法律公布奏上通知書受領

三月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

承諾を求めるの件送付及び通知

三月二十九日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）

議案送付

三月二十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律案

議案通知

三月二十九日次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

又同日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査）

又同日参議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨参議院に通知した。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

議案通知書受領

三月二十九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

返付議案受領

三月二十九日参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

両院協議会請求

三月二十九日本院は次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算